

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金・支援金

令和4年7月1日から同年11月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限※3
令和4年7月1日～9月30日	9,000円	令和4年11月30日（水） 必着
令和4年10月1日～11月30日	8,355円	令和5年1月31日（火） 必着

※2 地域により上限が違います。 ※3 やむを得ない理由があると認められる場合は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年2月28日まで）です。

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象となります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象となります。

「小学校等」とは

- ① 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- ② 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ③ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

対象となる保護者

- ① 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母などであって、子どもを現に監護する者が対象となります）。
- ② 各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。
※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000959316.pdf>

『小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』 0120-876-187 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

NSRにゅーすのバックナンバーはこちらのURLへ→

<https://nsr-j.com/>

特定社会保険労務士 中島康之